



## 長井市新庁舎整備市民検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 長井市新庁舎整備にあたり、市民から親しまれ安全安心な新庁舎とするために市民代表として、ご意見をいただく長井市新庁舎整備市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画策定及び設計にあたり、それぞれの立場から意見を述べること。
- (2) その他、計画策定及び設計に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員会は、次の各号に該当する者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による者(年齢が満20歳以上で市内に居住又は勤務している人(ただし他の審議会、市と雇用関係にある人、市議会議員を除く))
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、公共施設整備課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 長井市新庁舎整備市民検討委員会名簿

### ■ 委 員 15名

| No | 氏 名   | 所 属                |
|----|-------|--------------------|
| 1  | 勝見英一朗 | 学識経験者              |
| 2  | 二宮 正一 | 学識経験者              |
| 3  | 神田 忠正 | 長井市地区長連合会（中央地区長会）  |
| 4  | 鈴木 広弥 | 致芳地区長会             |
| 5  | 高橋 順一 | 西根地区長会             |
| 6  | 大沼 正国 | 平野地区長会             |
| 7  | 志釜 実  | 伊佐沢地区長会            |
| 8  | 遠藤 一栄 | 豊田地区長会             |
| 9  | 加藤眞佐夫 | 長井商工会議所            |
| 10 | 梅津壮一郎 | 長井青年会議所            |
| 11 | 片倉 壽美 | 長井市中央地区女性の会        |
| 12 | 平 浩一郎 | 長井市PTA連合会          |
| 13 | 菊地 和代 | 長井商工会議所女性会         |
| 14 | 高橋 律子 | 長井市女性団体連絡協議会       |
| 15 | 菅原 邦生 | 公募委員（山形工科短期大学校准教授） |

### ■ 長 井 市

| 所 属                 | 氏 名   |
|---------------------|-------|
| 長井市長                | 内谷 重治 |
| 長井市副市長              | 遠藤 健司 |
| 建設参事（兼）公共事業推進調整参事   | 青木 邦博 |
| 総務参事                | 齋藤 環樹 |
| 地方創生参事(兼)総合政策課 課長   | 竹田 利弘 |
| 公共施設整備課 課長          | 渡部 和裕 |
| 公共施設整備課 整備推進主幹(兼)補佐 | 小林 克人 |
| 公共施設整備課 係長          | 新野 武憲 |
| 公共施設整備課 主任          | 田中 透  |
| 公共施設整備課 主事          | 黒田かおる |
| 公共施設整備課 定補（建築技師）    | 鈴木 一則 |